

大規模マンションにおける保育施設の設置促進について（名古屋市）

「大規模マンションにおける保育施設の設置促進について」（平成 29 年 10 月 18 日 子保発 1018 第 1 号、国都計第 75 号、国住街第 115 号）の通知に基づき、名古屋市における都市計画提案制度又は総合設計制度活用時の保育施設の設置に関する協議等について、下記のとおり運用するものとする。

記

■大規模マンション建設の際の協議について

- ① 都市計画提案制度又は総合設計制度により、容積率緩和の特例措置を活用して、大規模マンション（200 戸以上の共同住宅）を建設しようとする者（以下「事業者」という。）は、各制度の手続の前に、名古屋市（以下「市」という。）と協議するよう努めるものとする。
- ② ①に規定する協議は、保育施設の設置に関する協議書（別記様式）を子ども青少年局保育企画室に提出して行うものとする。

■保育施設の設置による容積率緩和について

- ③ 保育施設（市が必要と認める保育施設に限る。）を設置する事業者は、市と協議の上、法令及び以下の制度の基準等の範囲内で、保育施設の設置による容積率緩和の特例を受けることができる。

＜保育施設の設置による容積率緩和の特例がある制度＞

制度	協議担当部署
1. 高度利用地区	住宅都市局都市計画課
2. 特定街区	
3. 都市再生特別地区	
4. 再開発等促進区	
5. 高度利用型地区計画	
6. 総合設計制度	住宅都市局建築指導課

■用途変更等により、保育施設を廃止する場合について

- ④ ③により容積率緩和の特例を受けた建築物において、保育需要の減少等により、保育施設を廃止する場合は、保育施設の廃止手続の前に、以下の事前協議等を行うものとする。なお、保育施設廃止後に許容されうる用途変更の範囲は、「名古屋市特定街区運用基準」に示す「文化的施設」又は「名古屋市総合設計制度指導基準」に示す「公益施設等」に該当するもののうち、周辺の市街地の状況等を踏まえ市が認める用途とする。

＜保育施設の廃止に係る事前協議等＞

- ・ 保育施設の廃止に係る事前協議（協議先：子ども青少年局保育企画室）
- ・ 保育施設利用者、建物所有者、周辺住民等に対する説明
- ・ 用途変更に係る事前協議（協議先：住宅都市局都市計画課又は建築指導課）
- ・ その他、市が必要と認める事前協議、手続等

本通知の内容については、運用開始後の開発動向や保育施設の需要動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

本通知は、平成31年4月1日から運用する。

以上

担当・問合せ先

■保育施設の設置に関する協議について

子ども青少年局 保育企画室

TEL：052-972-3184

■保育施設の設置による容積率緩和について

＜都市計画提案制度＞

住宅都市局 都市計画課

TEL：052-972-2713

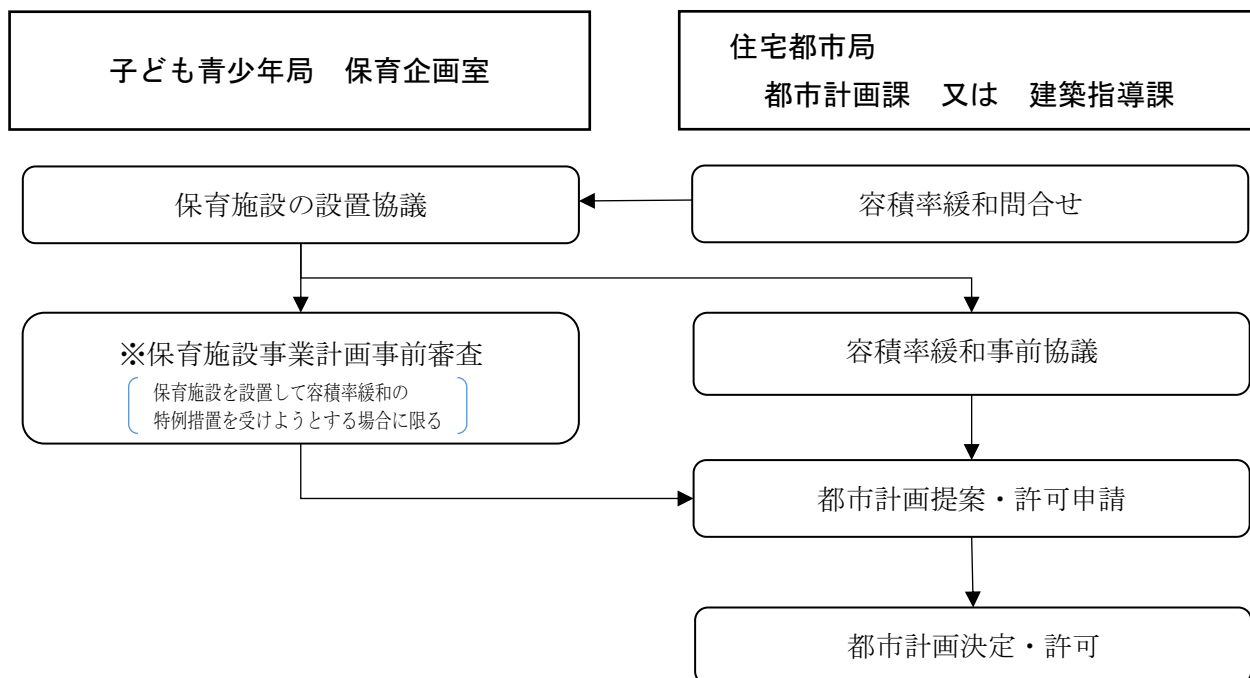
＜総合設計制度＞

住宅都市局 建築指導課

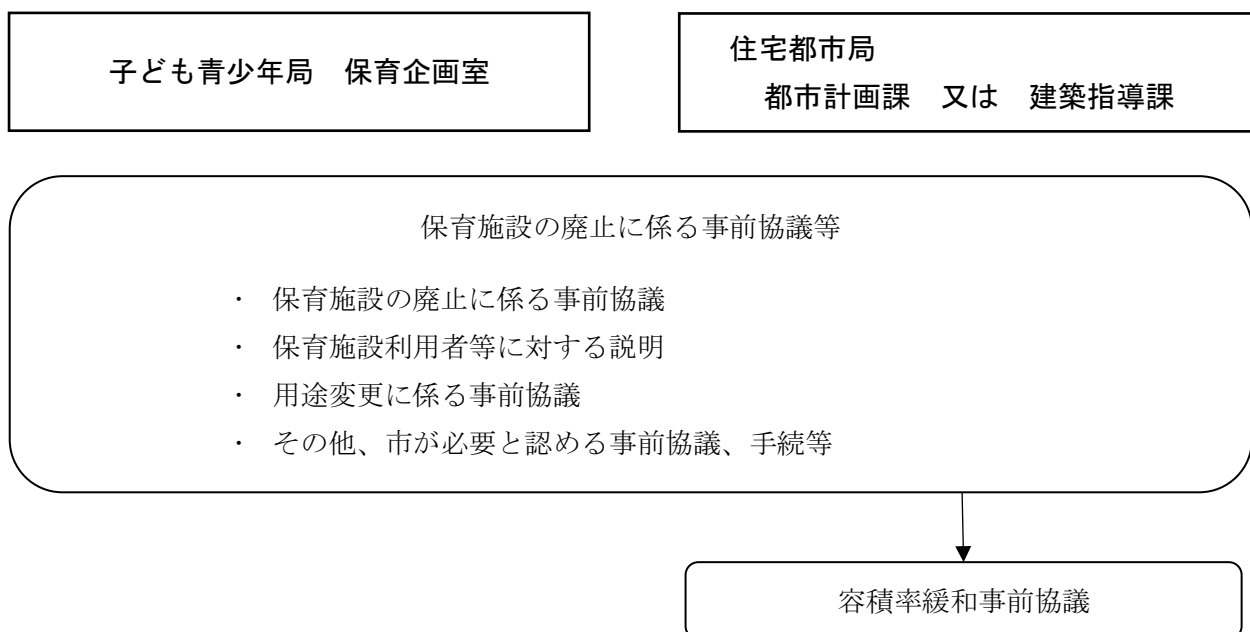
TEL：052-972-2918

(参考)

○手続の流れ＜容積率緩和の特例措置を活用して大規模マンションを建設しようとする場合＞



○手続の流れ＜用途変更等により、保育施設を廃止する場合＞



注：保育施設を廃止する場合には、在籍するすべての児童が、退所又は小学校就学の始期に達するまで運営を継続しなければならない。